

空き家対策プロモーション委託業務公募型プロポーザル審査要領

空き家対策プロモーション委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「空き家対策プロモーション委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数(別添「空き家対策プロモーション委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」)は500点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に対する考え方	(50点)
(2) 企画提案内容	(325点)
(3) 業務体制・業務実績	(50点)
(4) 事業経費	(50点)
(5) その他	(25点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時 令和8年6月10日(水)午後(予定)

場所 新来島高知重工ホール(高知県立県民文化ホール)3階 第3多目的室
(高知市本町4-3-30) (予定)

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は1者20分以内とします。
- ②順番は別途お知らせします。
- ③各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ④プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めません。
- ⑤各者の出席者の上限は3名とします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 審査委員会の審査は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて委員の合議で審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。経費見積が同額の場合、審査委員長が決定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が満点に対して60%未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

提案書項目				審査の視点	
審査項目					
大項目	配点	小項目			
1	業務に対する考え方	50	-	内容の方向性	・事業の取組や目的を正しく理解したうえでの提案内容となっているか。
2	企画提案内容	125	(1)	マスメディアを活用した広報 (i) 新聞	・目的に沿った広報時期及び実施回数等が設定されているか。 ・「読ませる・見せる・考えさせる」のテーマを踏まえた空き家所有者等に行動変容を強く促す内容が提案されているか。
		125	(2)	マスメディアを活用した広報 (ii) テレビ	
		75	(3)	インターネット上での広報	・目的に沿ったターゲット及び広報時期等が設定されているか。 ・ターゲットに対して適切な媒体が選択されており、訴求力の高い手法や工夫が提案されているか。 ・詳細な効果検証、分析を見込むことができるか。
3	実施体制・業務実績	50	-	実施体制・業務実績	・各広報施策ごとに専門的な知見または技能を有するものを配しているなど、円滑に業務を遂行できる体制が確保されているか。 ・過去に同様の業務の実績があるなど、本業務に係る基本的な能力を有していると判断できるか。
4	事業経費	50	-	経費見積	・仕様に掲げた経費の計上及び見積積算が適切であり、企画提案内容に対して妥当か。
5	その他	25	(1)	県内事業者（高知県内に本店を有する者）であるか	・高知県内に本店を有する者、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同事業体である。
			(2)	県が推進する施策への取組	・「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか。

附 則

この要領は、令和8年4月21日から施行する。